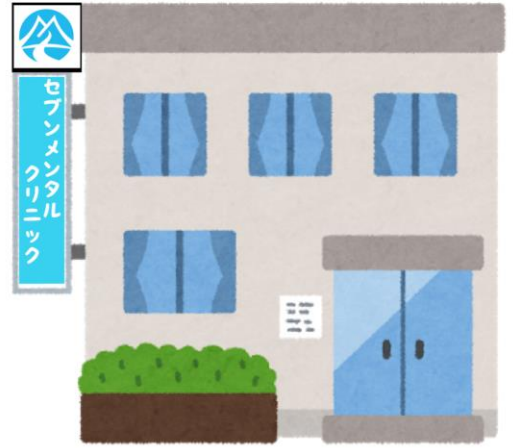


障害年金制度



障害年金とは

精神障害は、病気のために長期間の治療になることも多く、症状に悩まされたり、仕事や通学、活動ができなくなることもあります。そのようなときでも安心して生活が送れるように、障害年金は“障害がある方の暮らしを保障する”ためにあります。生活費や治療費など、家族への負担が軽減でき楽しみを見つけることなどにも役立ちます。



支給される条件は

以下の3つを満たしていることが必要になります。

①初診日に国民年金または厚生年金の被保険者であること

20歳前に初診日がある人については、保険料納付要件は問われません。

②保険料納付要件として、以下のどちらかを満たしていること

- ・ 2 / 3 以上の保険料を納付していること
- または
- ・ 直近1年以内に滞納がない状態

③障害の程度が年金法の基準に該当すること

就労している場合は？

本格的に就職できるまでは、安心して働く挑戦を続けられるように障害年金を取得できるので、まずは相談してみてください。



初診日って？

現在の困りごとがある病気について一番始めにかかった日です。もし内科であってもその日が初診日になります。

過去に遡る場合は、カルテの保存期間は5年間と
なっているため、初診の病院に問い合わせをして
みてください。



年金の種類について

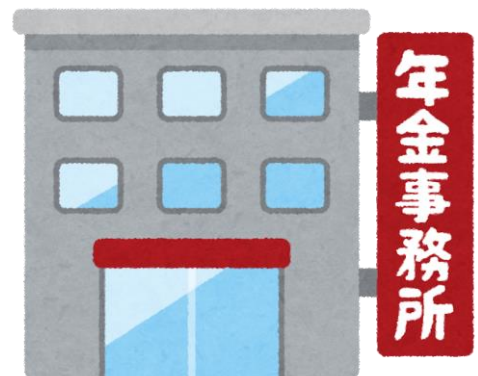
障害基礎年金

初診日に国民年金に加入していた方が
対象になります。

1級、2級があります。

障害厚生年金

初診日に厚生年金に加入していた方が対象になります。



1級、2級、3級があります。



手続きについて

①初診日を確認のうえ、年金事務所や市区町村窓口へ相談しましょう

保険料の納付要件や手続きに必要な書類を確認しましょう。

②主治医に相談しましょう

障害年金の対象の病名とそうでない病名があります。

対象の病気や程度であるかの確認をしましょう。

現在の症状と合わせて生活上の問題点を診察時に伝えましょう。

③必要な書類を準備し提出しましょう

- ・年金請求書

- ・基礎年金番号のわかるもの（年金手帳など）
- ・医師の診断書
- ・受診状況等診断書
- ・住民票
- ・病歴・就労状況等申立書
- ・受け取り先の金融機関の通帳や印鑑



申請する年金の種類によって提出書類も異なるものがあるため、必ず確認をしてください

③およそ3ヶ月程度で審査結果がでます

「年金証書」「年金決定通知書」「年金を受給される皆様へ（パンフレット）」が日本年金機構からご自宅に届きます。

※医師への状態の再確認がされる場合など、時間を要する場合があります。

④振り込みが始まります

年金証書がご自宅に届いてから約1～2ヶ月後に、年金の振り込みが始まります。

口座へ偶数月に2ヶ月分ずつ振り込まれます。

⑤有期認定があります

障害の状態により、年金を受けてから診断書を1年から5年の期間で改めて提出し、確認を受ける必要があります。これを有期認定といいます。

詳細やご不明点は、年金窓口でお尋ねください。